

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (116)

(Eメールニュース「みやぎの九条」2019年4月1日号)

小田中 聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号から2016年12月に生じた諸問題の解明に入ります。)

第一章 戦争法の実施過程

第一節 南スーダンと戦争法

(1) ①2016年11月30日、北海道千歳市の母親(50代)が「自衛隊の南スーダンPKO(国連平和維持活動)への派遣は憲法違反」とする派遣差し止めと撤退を求めて札幌地裁に訴訟を起こした(12月1日赤旗)。

②訴状の概要は次の通りである。

④各国軍隊が派遣される国連PKOは本質的に軍事力行使であり、自衛隊がその一員として活動することは憲法9条1項が禁ずる「武力行使」にあたる。⑤憲法9条の政府解釈に立っても自衛隊を海外に派遣することは自国防衛の範囲を超え、明らかに「専守防衛」に反し、9条2項の「戦力不保持規定」に反する。⑥安保関連法(いわゆる戦争法)で新たに加わったPKOでの任務(駆け付け警護、宿営地などの共同防衛)についても、「武力(新任務)が行使されれば“交戦権”に発展する危険性が極めて高くなる」。憲法が禁じる「戦力不保持及び交戦権否認規定」に反する。

③提訴後の記者会見で原告弁護団の佐藤弁護士は語った。“新任務付与で隊員が犠牲になる可能性が現実的になっている危機感がある。派遣差し止め・撤退を一刻も早くさせたい”、と。

(2) ①南スーダンPKOの現実が如何なるものかを知るために、2016年12月7日に志位議員(共産党)と安倍首相とが行った党首討論の概要を紹介する(12月8日赤旗)。

②志位質問の要点 (i)安保法制に基づいてPKO派遣自衛隊に「駆け付け警護」の新任務を付与し武器使用権限を与えた。南スーダンでは大統領派と副大統領派との間で戦闘がくり返されており政府軍による国連施設等への攻撃が加えられてという事態のもとで、自衛隊が「駆け付け警護」を行えば違憲の武力行為になる危険性がある。安倍首相にこの認識はあるか。(ii)南スーダンの現状は「受け入れ同意が安定的

に維持されている」という状況ではないのではないかと追及した。

③安倍答弁の要点 (i)治安は良くなく危険な状況もあるが、これを理由に撤退した国はなく、日本としても責任ある役割を果たすために自衛隊の施設部隊を現地に派遣し「駆け付け警護」の新任務を付与した。(ii)「現在の状況」は“国に準ずる組織”が登場する状況ではなく、両派ともPKO部隊を受け入れることを明らかにしている。(iii)駐留しているジュバは比較的平穏である、と答弁した。

④しかし、安倍答弁は、事実を歪めた虚構の答弁である。このことは、次の国連文書によっても明らかである(12月8日赤旗)。

(i)南スーダンに関する専門委員会の国連安保理議長への書簡(9月19日)。

“7月11日、ジュバでは多数の政府軍が広範な略奪行為を働き、反政府軍との戦闘の終結の「お祝い」を行った。略奪中80～100人の制服兵士の軍が、国際機関のスタッフの居住区画であるトレイン・ホテルを荒らしまわった。4時間の間に、兵士たちは多数の居住者を殴打・虐待し、少なくとも5人の国際援助職員と、人数は不明だがそこに働くスタッフとをレイプかつ集団レイプし、NGO「インターニュース」の

ヌエル族のスタッフを彼の同僚たちの前で、特定部族・民族を標的とした殺害行為として処刑した。兵士たちは、一つひとつの部屋を破壊しこの敷地を広範に略奪してまわり25台以上の車両を盗んだ。行われた暴力の程度、武力行為への参加者の多さ、盗まれた物品の多量さ、敷地内で広範に行われた系統的被害を考慮すると、専門家委員会は、加害者らによって襲撃はよく組織されたもので、偶発的な暴力・略奪とは考えられない、と結論づけた。さらに、同攻撃は、国際人道支援の要員に対する南スーダン兵士によって行われた残虐性のレベルという点で明白な転換点だ。

7月のジュバでの戦闘を境に(南スーダン政府軍による人道支援の職員を標的にした)こうした行為(襲撃)は、その激しさおよび規模において、エスカレートしている。“

(ii)南スーダンに関する専門委員会の国連安保理の議長書簡。

“持続的・組織的な地位協定への違反が続いており、9日だけで19の違反があった。大半は国連に対する移動制限であり、政府軍とかかわる民間人および武装集団によるものだった”。

(iii)8月12日～25日の期間に関する国連事務総長の南スーダン報告書(11月10日付)。

“この期間、UNMISSは46件の地位協定違反を記録した。うち29件は、任務遂行中のUNMISS要員と契約スタッフとに対する移動妨害であった。”

(3)①2016年12月12日、陸上自衛隊第9師団(青森県)を中心とした南スーダンPKO第11次隊は、第10次隊から指揮棒を引き継いだ。これにより第11次隊は、「駆け付け警護」「宿営地共同防護」の権限が与えられた。

②菅官房長官は12月12日の記者会見で、派遣部隊は十分な教育と訓練を受けており、“駆け付け警護などの事態が発生しても、問題なく業務を遂行してくれる”と強調し、また稲田防衛相も新任務を実施した場合は“できるだけ情報を報告するつもりだ”と述べた(12月13日河北新報)。

③しかし、憲法改定がなされない限り、第11次隊には交戦権はなく、武力行使はできない存在である。しかも、この二人の談話の意味しているのは、自衛隊が安全保障関連法=戦争法により国外で戦う部隊への変質したことをいみじくも表していることである。

④12月14日、南スーダンの人権問題を担当する国連人権委員会の専門委員会のスーカ委員長は、理事会特別会合で演説し、“南スーダンは全面的な民族間の内戦に陥る危機に直面している。地域全体を不安定化させかねない”と警鐘を鳴らした。そして、民族浄化、大量虐殺の危険を指摘し、正に南スーダンの現実が内戦・大量虐殺・民族間対立の深刻化であることを鋭く指摘した。

(4)①12月19日、潘国連事務総長は国連安保理事会に出席し、南スーダンに対する武器輸出を禁止するよう呼びかけた。一方でアメリカは国連安保理に武器輸出禁止決議を提案し、日本などが慎重な姿勢を示した(12月21日赤旗)。

②国連安保理は、12月23日、南スーダンへの武器輸出の禁止や内戦当事者の資産凍結などを定めた制裁決議案を採決したが、日本、中国、エジプトなどの棄権により採択されず廃案となった。なお、同決議案には理事国15ヶ国のうち米英仏など7ヶ国が賛成した

③では何故日本は棄権したのか。

④別所国連大使は、“より大規模な暴力を防ぐために、国民対話を具体的行動に移していくことが必要だ”と述べ、また岡村国連次席大使は、今回の決議案について“生

産的でない”と述べた（12月25日赤旗）。

①しかし、米国の民間監視団体「ザ・セントリー」は9月、キール派・マーシャル派とも、国庫の金に手をつけるなど不正な資金を稼いでおり、それによって得た資金で武器購入をしていると告発し、資産凍結など経済制裁を科すべきだと訴えた。今回の決議案は、これらの要請にこたえるものであった（同上赤旗）。

◎右の側面とともに、安倍政府は、南スーダンの内戦を戦争ではないとするフィクションに立って、自衛隊のスーダン派遣を強行し、経済制裁よりも武力介入こそが国際貢献になるという逆立ちした立場に立って棄権したものと考えられる。

（5）①2016年12月28日赤旗の記事によれば、アフリカの南スーダンで国連平和維持活動（PKO）の陸上自衛隊派遣部隊が現地での活動状況を記録した日報を廃棄していたことが12月27日までに判明した。

廃棄された文書は、首都ジュバで政府軍と前副大統領派の武力衝突があった7月7日

～7月12日の派遣部隊の活動日報である。

②開示請求したのは、「平和新聞」編集長布施氏（ジャーナリスト）であり、9月に行った行政文書開示請求で明るみになった。

ところが防衛省は、12月2日付で“すでに廃棄しており、保有していない”として不開示を通知した。

③この廃棄処分について防衛省統合幕僚監部は、“短期に目的を終えるものは報告を終えた上で廃棄している。日報は日本国内の上位司令部に報告した時点で、文書の用途は終わっている”としている。

⑤これについて、開示を請求した布施さんの談話を記す。

“日報は海外派遣について国会や国民が検証する上で不可欠な第一次資料であり、自衛隊内部で報告が済んだら目的を終えるものではない。「国民共有の知的資源」である公文書が、自衛隊内部の恣意的判断で短期に廃棄されることはあってはならない、”と。

なお、日報問題については、次号（1月号）で触れたい。

第2節 防衛費・防衛施設

(1) 防衛費・防衛施設

(1) ①2016年11月25日、総務省が公開した政治資金収支報告書によれば、防衛装備庁（防衛省外局）が発表した「平成27年度上位20社の契約実績」のうち、上位10社の献金額が同年の政府調達額合計1兆8125億円の53%を占めた。献金額が高いのは、三菱重工(3300万円)、住友商事(2400万円)、三菱電機(2820万円)など(12月4日赤旗)。

なお同年には、安倍政権により防衛装備庁が新設され、前記上位10社は、哨戒機、護衛艦、りゅう弾、短距離地对空誘導弾などを納入している。

また兵器に適用できる「独創的な研究」を発掘するとして、「安全保障技術研究推進制度」を導入し、大学などに研究を委託して資金を提供している。上位10社にもこの資金を受け取っている企業がある。

②このような軍学一体化に対し危機感を持つ学者が12月3日に大阪大学で講演会を開き、池内了名古屋大学名誉教授が「軍事に奉仕する科学になってよいのか——軍学共同に抗して」と題して講演した(約40人が参加。日本科学者会議近畿地区会議主催)。

その講演で、池内名誉教授は指摘した。

③④2015年度から防衛省が自衛隊の装備に応用可能な研究に資金を出す安全保障技術研究推進制度で学者を取り込もうとしている。⑤共同とは名ばかりで、大学研究機関が軍事研究の下請機関になる。⑥研究費不足によって学者が追い詰められている状況は、研究者版「経済的徴兵制」であり、文部科学省が研究者を軍事研究に追いやっている。⑦この動きに対する学者からの反撃は弱く、各大学での軍学共同反対の組織づくりと学内や地域での働きかけの重要性を。

③④軍事産業の育成・強化は、自衛隊の海外派兵体制づくり強化とあいまって安倍内閣の二大策動である。その前者の動きを略述する(12月7日赤旗)。

⑤⑥軍事産業の育成・強化の元締めである防衛装備庁（防衛省）が発足したのは2015年10月であり、その狙いは巨大な軍事産業の育成・強化である。防衛装備庁が2016年8月に発表したのは「中長期技術見積り」であり、“将来の戦闘において敵に優越する装備品等を創製することを狙いとし、防衛装備庁が実施する科学技術や装備品等の作成指針を示す”、とするものである。

つまり、防衛装備庁は「将来の戦闘」を想定した準備計画を立てているのであり、前述③の動きの根源なのである。

(2) ①2016年12月22日、安倍内閣は2017年度政府予算案を閣議決定した(12月23日赤旗)。その軍事関係の特徴は4点ある。

①第一に、軍事費の総額が5兆1251億円、3年連続で過去最高額となった(なお、5兆円という数字は、文教科学費・5兆3567億円に相当する額である)。

②第二に、2017年度の軍事費増の主要因は次の通りである。①名護市辺野古における米軍新基地建設の本格化、米軍厚木基地から岩国基地への空母艦載機の移転などを含む「米軍再編関係経費」の増額に加え、F35ステルス戦闘機などの米国製高額兵器の導入によるものである。

③第三に、軍事費に盛り込まれた兵器とは次のようなものであり、いずれも米国製高額兵器である。

(2017年度の軍事費に盛り込まれた主な兵器等)

F35A ステルス戦闘機の取得	6機
垂直離着陸機 MV22 オスプレイの取得	4機
16式機動戦闘車の取得	33両
水陸両用車 AAV7 の取得	11両
12式地对艦誘導弾及び哨戒機用新空対艦誘導弾の開発	
潜水艦の建造	1隻
無人偵察機グローバルホークの取得	1機
BMD用能力向上型迎撃ミサイル SM3ブロックIIAの取得	1式

④「安全保障技術研究推進制度」に110億円が計上され、2016年度予算の6億円から約18倍に増額された。

⑤以上の予算案の基本的性格は軍拡予算案であり、暮らし・福祉の切り捨て・圧迫予算案である。詳述すれば次の通りである(12月24日赤旗参照)。

⑥2017年度軍事予算案は、安倍政府が決定した「中期防衛力整備計画(2014年度～2018年度)」の具体版である。その狙いは、陸海空自衛隊が一体となって軍事作戦を迅速、継続的に展開する「統合機動防衛力」の構築である。そのために、「(仮称)水陸機動団」(米海兵隊がモデル)を創設し、水陸両用車 AAV7 を調達し、オス

プレイ等を計上して、海外派兵型兵器を調達し、「安全保障技術研究推進制度」に110億円を計上しているのである。

これらの事実こそ、2017年度軍事予算案が「軍拡予算」であることを如実に物語っている。

(3) 次にオスプレイについて取り上げる。

①2016年12月13日、米海兵隊普天間基地所属のMV22オスプレイが名護市の沿岸に墜落し大破した（なお、乗組員は全員救助された）（12月15日赤旗）。

②③問題は四つある。一は、オスプレイはもともと欠陥機である。二は、安倍政府は如何なる対応を示したか。三は、墜落原因の調査が公正に行われたか、再発防止の措置がとられたか。四は、現地沖縄の反応である。

④もともとオスプレイ（垂直離着陸機MV22機）が墜落など重大事故を引き起こす危険なものであることは開発段階の1990年代から広く知られるところであったが、日本国内で事故を起こしたのは2012年10月の配備以来初めてである。

⑤墜落の状況について、在沖縄米軍トップのニコルソン第3海兵遠征軍司令官が12月14日の記者会見で説明したところによれば、12月13日夜オスプレイ1機が沖

縄本島沖約30キロで空中給油を行っていた際にローターがホースを切断し、ブレード(翼)に入って損傷。機体が不安定になったため、飛行士が普天間まで飛ぶのは危険と判断し、「着水」したという。

⑥では、この墜落について安倍政府はどう認識したか。菅官房長官は、12月14日の記者会見で、“パイロットの意思で『着水』した”と述べ、墜落ではないとしたのである。

これと同様の認識を示したのがニコルソンである。彼は、安慶田沖縄県副知事との会談や記者会見で、墜落機が浅瀬に着水したことで「住宅上空を飛ばなかったことを感謝されるべきだ」「飛行士は英雄だ」「あれだけのブレードが損傷していたにも拘らず着陸できたことは、オスプレイの機体の丈夫さを物語っている。ワシントンでもオスプレイは引き続き飛行するという判断が下されている」、と語った。

これらの発言の意味をくみ取らなければならないであろう。この発言にみられるのは、事故を起こした責任感の欠如、事故原因究明への意欲の欠落、再発防止策等の欠如を見事に表していることである。

⑦そして安倍政府は、この危険なオスプレイを導入することを決め、佐賀空港への配備、陸自木更津基地（千葉県）に整備拠

点を建設しようとしているのである（以上12月15日赤旗）。

①では墜落現地の沖縄県民は今回の墜落をどうみているか。

12月17日緊急集会が米軍オスプレイパッド建設が進む東村高江の辺野古新基地建設工事再開が狙われている米軍キャンプ・シュワブゲート前で開かれ、抗議活動が行われた。稲嶺名護市長は、「県民はこのような事故が身近で起こる可能性を指摘し配備に反対してきたのに聞く耳を持たない」と日米政府を痛烈に批判した。またヘリ基地反対協安次共同代表は、「夜間の空中給油という危険な訓練を沖縄の空でしている米軍を、それに擦り寄る安倍政権を許してはならない」と述べた（12月18日赤旗）。

③2016年12月16日から17日にかけて、米兵が核防護服を着用して作業する姿が確認された。これは、機体に使用された放射性物質の回収を行っていたとみられる（なお、海中に流出した可能性もある）（12月18日赤旗）。

墜落事故については、海上保安庁が航空危険行為処罰法違反容疑での立件を目指して米軍に捜査を申し入れているが、米軍は一切の協力を行わず、機体回収を着々と行った。

④この状況について安慶田沖縄県副知事は、12月17日記者団に対し、「いまだに海上保安庁が捜査権を行使できない。これが日米地位協定の壁だ。日本は本当に法治国家・独立国家なのか」と批判した（12月18日赤旗）。

⑤④12月19日、在日米軍はオスプレイ運航を全面再開した（12月20日朝日新聞、赤旗）。

では、オスプレイ墜落の原因が調査され安全が確認された上で飛行再開に至ったのか（12月20日赤旗、朝日新聞）。

⑥12月19日在沖米軍トップのニコルソン4軍調整官は「MV22の安全な飛行を継続できることを確信している」とするコメントを発表し（赤旗）、またシュローテイ副司令官は「事故は機構系統・機体構造などを原因とするものではない」と主張した（朝日新聞）。この米軍の安全発言が日本の専門家を交えた事故原因の客観的かつ公正な調査に基づくものではないことは明らかであるが（12月20日赤旗）、にも拘らず稲田防衛相は同日、「これ迄米側から得た情報に基づき、防衛省・自衛隊の専門的知見に照らせば合理性が認められる」「（飛行再開は）理解できる」とコメントした。

⑥ここで翁長知事の抗議談話の要点を記す（12月20日赤旗、朝日新聞）。

“県民が配備に反対してきたオスプレイが墜落事故を起こしたことに對し怒りを禁じ得ず、飛行中止を要請してきたにも拘らず事前に十分な説明がないまま飛行が再開され、オスプレイに対する県民の不安は一向に払拭されていない。日米地位協定のもとで日本政府には主体性がない。日米両政府に対してオスプレイの配備撤回と飛行中止を求める”、とするものである。

⑦オスプレイ墜落に対する抗議の動きとして、12月19日衆参議員会館前で3000人の集会が開かれたこと、同日東京都内でも沖縄の代表者も交えて緊急集会が開かれことを記す（12月20日赤旗）。

⑧②016年12月21日、安倍首相とケネディ駐日大使は、沖縄県の米軍専用施設「北部訓練場」の半分超に当たる約4000ヘクタールの返還を発表した（12月22日河北新報）。

安倍首相は、“今回の返還は基地負担軽減にとどまらず、跡地利用を通じて地域振興に大きく寄与する”と発表した。一方、ケネディ大使は、“日米は重要な一步を踏み出した…”と述べた。そして“米軍機の飛行安全の確保は円滑な米軍駐留の大前提だ”とした。

しかし、北部訓練場返還は実は沖縄県東村・高江などで強行されるオスプレイパッ

ド（着陸帯）建設と引き換えに行われたものである。

⑥返還は12月22日に行われ、同日安倍政府は「返還式」を強行した。

しかし、返還式は県民の抗議に直面した。県内の政党、経済界有志、市民などで作られた「辺野古に新基地を造らせないオール沖縄会議」主催の抗議集会が12月22日、4200人の参加者により開かれた。また同日「基地の県内移設に反対する県民会議」が呼びかけたスタンディングには約400人が集まり、「偽りの返還、まやかしの負担軽減は許さない」「高江の森を返せ」「オスプレイは日本、沖縄から出ていけ」のシュプレヒコールを行った（12月23日赤旗）。

◎なお、オスプレイ墜落に対する沖縄県25市町村議会は、抗議決議や抗議意見書を可決した（この数は沖縄市町村議会の41の過半数）。

⑨墜落・大破したオスプレイの全面飛行を再開した米軍の動きの背景につき、12月26日付赤旗の取材で明らかにされたので、これを参考としてその要点を述べる。

①在日米軍は、軍事作戦の範囲をこれ迄の「アジア・太平洋」から「インド・アジア・太平洋」に拡大し、「地球規模」の特

殊作戦を日常化し、そのための演習・訓練を強化・拡大させている。

⑥その一つがオスプレイが所属する普天間基地の海兵隊と米空軍嘉手納基地常駐の第353特殊作戦群との統合作戦に備えて重視する「TAAR」訓練である。

◎その象徴が沖縄駐留の米海兵隊第31海兵遠征隊と第353特殊作戦群による「敵地で着陸可能な飛行場を強襲・奪取」する特殊作戦である。そしてこの作戦・演習を

担うのが墜落したオスプレイが所属する265飛行機と、同部隊機に夜間空中給油した嘉手納基地のMC130Jである。

⑦つまりオスプレイ再開の陰にあるのは、アメリカの軍種を超えた統合作戦、特殊作戦演習である。沖縄はアメリカにとってオスプレイ飛行再開の方便的基地であり、安倍政府はこの事実を追従しているのである。(以下次号)